

# 藤沢市サッカー協会少年委員会 登録審判員講習会

2016/2017競技規則の主な改正

➡が当日の解説等になります

### 第3条 競技者（新しい条文名）

- ・ 一方のチームが7人未満の場合、試合を開始や続行することはできない。

➡藤沢市少年委員会の大会では、11人制、8人制とも7人未満となった場合は、試合の開始・続行はできないことになっています。

- ・ 交代要員が（スローインなど）プレーの再開を行うことはできるが、一度フィールドに入らなければならない。

- ・ ボールがゴールに入りそうなときに、人（競技者以外の）や物がボールに触れたが、守備側競技者に影響を与えなかった場合、主審は得点を与えることができる。

➡競技規則の改正にこの様に表記されました。

この主旨を理解したうえで、試合で起こりうる事象に対応してください。

例えば、ゴール裏で練習している他チームのボールがフィールド内に入り、そのボールに試合中のボールが当たり得点となった時など。

## 第4条 競技者の用具

- ・ ソックスの外側を覆うテープまたはその他の材質を着用する場合、ソックスと同色でなければならない。
- ・ アンダーショーツは、ショーツの主たる色または裾と同色でなければならない。チームは全員同じ色の服装を着用しなければならない。
- ・ 競技者は用具を交換または正した後、（主審、第4 の審判員、または副審から）用具の点検を受け、主審の合図を受けてプレーが進行中でも復帰できる。

➡日本サッカー協会ホームページ  
<http://www.jfa.jp/laws/> の映像  
2016/2017競技規則の改正について  
第4条 競技者の用具を確認してください。

## 第5条 主審

- ・ 複数の違反が同時に起きたときは、最も重い違反を罰する。
- ・ レッドカードやイエローカードの対象となるファウルにより負傷した競技者は、すばやく負傷の程度の判断や治療ができるのであれば、フィールド上にとどまることができる。 ➡映像次ページ
- ・ 主審が使用できる、または使用を認められる用具を規定 ➡競技規則P48 コインとグリーンカードも忘れずに

➡日本サッカー協会ホームページ  
<http://www.jfa.jp/laws/> の映像  
2016/2017競技規則の改正について  
第5条 主審 負傷した競技者への対応を確認してく  
ださい。

## 第6条 その他の審判員（新しい条文名）

- ・ 副審、追加副審、第4 の審判員の任務の詳細を規定

## 第7条 試合時間

- ・ アディショナルタイムの理由を加える（例えば、医療上の理由による飲水タイム）。

➡夏季のクーリングブレイク等のことです。

ただし、運営上でランニングタイムでの進行となっている場合は、指示に従ってください。

## 第8条 プレーの開始および再開

- ・ キックで再開する場合、ボールを明らかに動かしてインプレーにしなければならない。
- ・ キックオフのとき、ボールをどの方向にでもけることができる（これまでは、前方のみ）。
- ・ 主審はドロップボールの結果を指示できない。

➡日本サッカー協会ホームページ  
<http://www.jfa.jp/laws/> の映像  
2016/2017競技規則の改正について  
第8条 プレーの開始および再開を確認してください。

## 第10条 試合結果の決定（新しい条文名）

ペナルティーマークからのキック：

- ・ 主審はコインをトスしてゴールを選ぶ（天候、安全などで問題がない限り）。

➡ トップレベルの試合を想定しているので、両方のゴール裏に観客がいなければ、現状通りの審判の判断による。

- ・ 試合終了の笛が鳴ったとき一時的にフィールドを離れていた競技者（例えば、負傷して）も参加できる。

- ・ キックの前のみならずキックを行っている途中でも、両チームの競技者の数は同数でなければならない。

➡改正前は、キックの途中で片方のチームの人数が減っても、同一でない人数でキックを進めたが、改正後は同数となった。

## 第11条 オフサイド

- ・ ハーフウェーラインはオフサイドに関して“両方のハーフに含まれない（中立）”。競技者は相手競技者のハーフにいないければオフサイドにならない。
- ・ 競技者の腕や手はオフサイドの見極めの際に考慮されない（ゴールキーパーも含む）。

- ・ オフサイドによって与えられたフリーキックは、（ボールが蹴られたときの位置でなく）反則となったところで（自分たちのハーフであっても）行う。

➡日本サッカー協会ホームページ

<http://www.jfa.jp/laws/> の映像

2016/2017競技規則の改正について

第11条 オフサイド 戻りオフサイド時の再開場所を確認してください。

➡副審のフラッグの合図は、講習会に参加した方に確認してください。

## 第11 条 オフサイド

- ・ フィールドの外にいる守備側競技者は、守備側チームがボールをクリアするかプレーが停止するまで“プレーに関与して”いる。➡映像次ページ
- ・ 攻撃側競技者についてはフィールドに復帰するまでは、復帰する位置がオフサイドのポジションとなる。

➡日本サッカー協会ホームページ  
<http://www.jfa.jp/laws/> の映像  
2016/2017競技規則の改正について  
第11条 オフサイド 負傷した守備側競技者への対応  
を確認してください。

## 第12条 ファウルと不正行為

- ・ 身体的接触を伴うファウルが起きたときは、直接フリーキックを与える。

- ➡ 一例として、ゴールキーパーに向かっているボールをプレーイングディスタンスに無い状況でDFが体等で相手選手をブロックしている場合を説明した。

- ・ レッドカードの対象となるファウルが起きたときにアドバンテージを適用した場合、反則を行った競技者がその後のプレーにかかわったとき、間接フリーキックを与える。

- ・ ボールを手または腕で扱う行為の文章表現を変更し、ボールを手または腕で扱うすべての行為がイエローカードの対象ではないとした。

➡日本サッカー協会ホームページ  
<http://www.jfa.jp/laws/> の映像  
2017シーズン競技規則スタンダード  
ハンドリングを確認してください。

## 第12条 ファウルと不正行為

- ・ペナルティーエリアで決定的な得点の機会を阻止する反則は、イエローカードで罰せられることがある。

➡日本サッカー協会ホームページ

<http://www.jfa.jp/laws/> の映像

2016/2017競技規則の改正について

第12条 ファウルと不正行為を確認してください。

- ・ 乱暴な行為をしようとするれば、接触がなくてもレッドカードが示される。

- ・ フィールド外でのファウルには、境界線上からの直接フリーキック（自分たちのペナルティーエリアのライン上であればペナルティーキック）を与える。

- ➡少年の試合でもあり得るプレーなので、よく理解してください。

## 第13条 フリーキック

- ・ フリーキックを“止める”とフリーキックがけられた後にボールを“インターセプトする”の違い
  - ➡ 2016/2017競技規則P93の3. 違反と罰則に記載されているので確認してください。

## 第14条 ペナルティーキック

- ・ 資格のない競技者が意図的にペナルティーキックをかけた場合、間接フリーキック+イエローカードが示される。
- ・ ボールが後方にけられたときは、間接フリーキックを与える。
- ・ “反則の” フェイントがあったときは、必ず間接フリーキック（およびイエローカード）となる。
- ・ ゴールキーパーが違反を犯し、ペナルティーキックをやり直すことになったときは、ゴールキーパーは警告される。

➡2016/2017競技規則の  
第14条ペナルティーキック P97の3. 要約表を  
確認してください。

## 第16条 ゴールキック

- ・ ゴールキックが自分のゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。
- ・ ゴールキックを行うときにペナルティーエリア内にいた相手競技者は、他の競技者が触れるまでボールをプレーすることができない。
  - ➡2016/2017競技規則の第16条ゴールキック P104の第一行から三行を確認してください。

## 第17条 コーナーキック

- ・ コーナーキックが自分のゴールにけり入れられたときは、相手競技者にコーナーキックを与える。

コモンセンス **common sense** を！！

2016/2017競技規則P171を確認してください。  
審判員一人一人が「サッカーの常識」を持ち、  
藤沢市少年サッカーが目指す、  
～タフな選手の育成～を審判員も常に意識して、審  
判に取り組みましょう！！